

○国立大学法人埼玉大学単位互換に関する規則

〔平成16年4月1日〕
規則第55号

改正 平成20. 3. 1 19規則97 平成21. 2. 26 20規則135
平成23. 2. 24 22規則65 平成27. 2. 19 26規則56
平成31. 3. 7 30規則34 令和5. 2. 16 4規則40

目次

第1章 総則（第1条）

第2章 他の大学における授業科目の履修（第2条－第7条）

第3章 留学（第8条－第12条）

第4章 特別科目等履修学生（第13条－第16条）

第5章 雑則（第18条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 国立大学法人埼玉大学学則第41条第2項、第50条第1項、第57条第2項及び第60条第2項の規定に基づく他の大学における授業科目の履修、留学又は特別科目等履修学生の取扱いについては、この規則の定めるところによる。

第2章 他の大学における授業科目の履修

（大学間協議）

第2条 大学間の協議は、単位互換を実施しようとする学部教授会の議を経て学部長が当たる。

2 協定の締結は、学部長間の協議を経て学長が行う。

3 大学間の協議は、履修できる授業科目の範囲、履修期間、対象となる学生数、履修上の手続、単位の認定方法、学生の身分の取扱い、授業料等費用の取扱い、その他必要な事項とする。

（履修科目）

第3条 他の大学において履修できる授業科目は、本学の専門科目及び教養・スキル・リテラシー科目に相当する授業科目とする。

（履修の時期及び期間）

第4条 他の大学における履修を志願できる者は、2年次以上の者とする。

2 履修の期間は、原則として2年以内とする。

（授業料）

第5条 他の大学の授業科目を履修する期間中の本学における授業料は、所定の額を納付するものとする。

2 授業科目を履修する他の大学における授業料は、次のとおりとする。

(1) 他の大学が国立の大学の場合は、徴収されない。

(2) 他の大学が公立又は私立の大学の場合は、大学間協議の定めるところによるものとする。

(出願手続及び許可)

第6条 他の大学において授業科目を履修しようとする者は、所定の願書を当該学部長に提出するものとする。

2 前項の願い出については、当該学部長からの推薦に基づき、学長が当該他大学に推薦する。

3 学長は、当該他大学から受入れ決定の通知のあったものについて願い出を許可する。

4 願い出を許可された者については、願書をもって国立大学法人埼玉大学単位修得の認定に関する規則第5条第1項の規定に基づく聴講の届出があったものとみなす。

(単位の認定)

第7条 他の大学において履修した授業科目の単位の認定は、当該他大学からの成績及び単位の通知に基づき、当該事項を担当する委員会等の審査を経て、学部長が行う。

第3章 留学

(大学間協議及び履修科目)

第8条 大学間の協議及び履修科目は、第2条及び第3条を準用する。

(留学の時期及び期間)

第9条 留学できる者は、2年次以上の者とする。

2 留学の期間は、原則として2年以内とする。

(授業料等)

第10条 留学期間中の本学における授業料は、所定の額を納付するものとする。

2 留学する外国の大学における授業料等は、大学間協議の定めるところによるものとする。

(留学手続及び許可)

第11条 留学手続及び許可は、第6条を準用する。

2 外国の大学との事前協議が困難な場合には、前項の規定にかかわらず、次のとおりとする。

(1) 留学しようとする者は、所定の願書に留学計画書及び留学しようとする大学の発行する留学を承諾する旨の証明書を添えて、当該学部長に提出するものとする。

(2) 前号の願い出については、当該学部長からの申請に基づき学長が許可する。
(単位の認定)

第 1 2 条 単位の認定は、第 7 条を準用する。

第 4 章 特別科目等履修学生

(大学間協議)

第 1 3 条 大学間協議は、第 2 条を準用する。

(履修科目、履修の時期及び期間)

第 1 4 条 履修科目、履修の時期及び期間は、大学間協議の定めるところによるものとする。

(授業料等)

第 1 5 条 検定料及び入学料は徴収しない。

2 授業料は、次のとおりとする。

(1) 国立の大学の学生である場合は、徴収しない。

(2) 公立若しくは私立の大学又は外国の大学の学生である場合は、所定の額を所定の期日までに納付するものとする。ただし、「大学間相互単位互換協定に基づく特別聴講学生に対する授業料の不徴収実施要項」(平成 8 年 11 月 1 日 文部省高等教育局長裁定)に基づく、公立若しくは私立の大学の学生又は「大学間交流協定に基づく外国人留学生に対する授業料等の不徴収実施要項」(平成 3 年 4 月 11 日 文部省学術国際局長裁定)に基づき、文部科学省の承認を受けた外国の大学の学生である場合は、徴収しない。

3 特別な実験、実習に必要な経費は、特別科目等履修学生の負担とすることがある。

(出願手続及び受入れの決定)

第 1 6 条 特別科目等履修学生を志願する者は、所属大学を通じて、本学の学長に、所定の期日までに願い出るものとする。

2 受入れの決定は、当該学部の選考を経て学長が行う。

3 学長は、所属大学に受入れ決定の通知を行う。

(履修科目の成績及び単位の通知)

第 1 7 条 履修した授業科目の成績及び単位については、当該事項を担当する委員会等の審査を経て、学部長が所属大学に通知する。

第 5 章 雑則

(雑則)

第 1 8 条 この規則に定めのない場合又はこの規則により難しい場合は、学長が定める。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成20. 3. 1 19規則97）

この規則は、平成20年3月1日から施行する。

附 則（平成21. 2. 26 20規則135）

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成23. 2. 24 22規則65）

1 この規則は、平成23年4月1日から施行する。

2 この規則施行の際、前日から引き続き在学する者については、なお従前の例による。

附 則（平成27. 2. 19 26規則56）

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成31. 3. 7 30規則34）

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和5. 2. 16 4規則40）

1 この規則は、令和5年4月1日から施行し、令和5年度入学者から適用する。
ただし、編入学者及び再入学者については、当該年次の規則による。

2 この規則施行の際、前日から引き続き在学する者については、なお従前の例による。